# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 24 | 自立支援医療費（精神通院医療）事務　基礎項目評価書 |

| 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | |
| --- | --- |
| 本市は、自立支援医療費(精神通院医療)事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | |
| 特記事項 | |

| 評価実施機関名 |
| --- |
| 茨城県結城市長 |

| 公表日 |
| --- |
| 令和7年3月14日 |

［令和6年10月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 自立支援医療費（精神通院医療）事務 |
| ②事務の概要 | 自立支援医療費（精神通院医療）事務の申請、変更及び交付の手続を適正に行い、県へ進達する。 |
| ③システムの名称 | 総合福祉 |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 精神手帳・受給者台帳　個人台帳（ケースファイル）　精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証交付管理台帳 |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項　別表第84の項 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　]<br>＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第19条第8号に基づく主務省令　第2条の表<br>【情報提供の根拠】<br>16.26.56の2.87.116の項<br>【情報照会の根拠】<br>108.109.110の項 |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 保健福祉部　社会福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 社会福祉課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| 地方公共団体情報システム機構 |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 保健福祉部　社会福祉課　（茨城県結城市中央町二丁目3番地）　0296-32-1111 |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 保健福祉部　社会福祉課　（茨城県結城市中央町二丁目3番地）　0296-32-1111 |

| 9. 規則第9条第2項の適用　　[　　]適用した | |
|---|---|
| 適用した理由 | |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [　1,000人以上1万人未満　]<br>＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| | いつ時点の計数か | 令和7年3月7日 時点 |
| **2. 取扱者数** | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [　500人以上　]<br>＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 令和7年3月7日 時点 |
| **3. 重大事故** | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　発生なし　]<br>＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|---|---|
| | [　　基礎項目評価書　　] | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **3. 特定個人情報の使用** | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | [　　]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** | | [　　]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** | [　　]接続しない（入手） | [　　]接続しない（提供） |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 8. 人手を介在させる作業 | | [　　]人手を介在させる作業はない |
|---|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 横断ガイドライン3－3のとおり、住登外者について、住基ネットの4情報照会によるマイナンバーの確認作業を行う。 | |

| 9. 監査 | |
|---|---|
| 実施の有無 | [ ○ ] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査 |

| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | |
|---|---|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [　　十分に行っている　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |

| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | | [　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する |
|---|---|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]<br><br>＜選択肢＞<br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [　　十分である　　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 個人情報保護に関するオンライン研修を受講している。 | |

## 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和5年3月1日 | Ⅱしきい値判断項目1対象人数　いつ時点の計数か | 令和4年3月2日時点 | 令和5年3月6日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和5年3月1日 | Ⅱしきい値判断項目2取扱者数　いつ時点の計数か | 令和4年3月2日時点 | 令和5年3月6日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和7年3月7日 | Ⅱしきい値判断項目1対象人数　いつ時点の計数か | 令和5年3月6日時点 | 令和7年3月7日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和7年3月7日 | Ⅱしきい値判断項目2取扱者数　いつ時点の計数か | 令和5年3月6日時点 | 令和7年3月7日時点 | 事後 | 時点修正 |
| 令和7年3月7日 | Ⅰ関連情報　3.個人番号の利用　法令上の根拠 | 番号法第9条第1項　別表第一　第84項 | 番号法第9条第1項　別表第84の項 | 事後 | 内容変更 |
| 令和7年3月7日 | Ⅰ関連情報　4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携　法令上の根拠 | ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第19条第８号　別表第二<br>【情報提供の根拠】<br>16.26.56の2.87.116の項<br>【情報照会の根拠】<br>108.109.110の項 | ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第19条第８号に基づく主務省令　第2条の表<br>【情報提供の根拠】<br>16.26.56の2.87.116の項<br>【情報照会の根拠】<br>108.109.110の項 | 事後 | 内容変更 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |